

○伊勢崎市地産地消推進の店認定事業実施要綱

平成24年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地産地消（地元で生産されたものを地元で消費することをいう。）を推進する取組を広く市民にPRすることにより、地場産品の生産及び消費を拡大すること並びに農業者による商工業者との連帯及び経営の多角化を促進することで農業の振興を図ることを目的として、地場産品を積極的に取り扱う店舗等を伊勢崎市地産地消推進の店（以下「推進の店」という。）として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地場産品

ア 農産物 市内で生産し、若しくは収穫され、又は本市在住の農業者が本市の周辺地域で生産し、若しくは収穫した農産物

イ 畜産物 市内で飼育され、又は本市在住の農業者が本市の周辺地域で飼育した畜産物

ウ 加工品 ア又はイを原材料として使用している加工食品

(2) 店舗等

ア 小売店 市内で営業するスーパーマーケット、八百屋、直売所等。ただし、直売所については、原則として有人販売を行い、年間200日以上営業するものとする。

イ 飲食店 市内で営業するレストラン、居酒屋等

ウ 宿泊施設 市内で営業する旅館、ホテル等

エ 食品加工所 市内に事業所がある食品加工所等

(事業の実施)

第3条 この事業は、伊勢崎市地場産農産物等利用促進協議会（以下「協議会」という。）に委託して実施するものとする。

(認定申請)

第4条 推進の店の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地産地消推進の店認定申請書(様式第1号)及び地産地消推進の店認定申請明細書(様式第2号)を協議会の会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(認定基準)

第5条 推進の店の認定基準は、別表に定めるとおりとする。

(申請の期間)

第6条 第4条の規定による申請の期間は、毎年度5月1日から同月31日までとする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

(認定等)

第7条 会長は、申請者が第5条の認定基準を満たすと認めたときは、推進の店に認定するものとする。

2 会長は、前項の規定による認定の可否について、申請者に対して地産地消推進の店認定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 会長は、推進の店として認定した者に対し伊勢崎市地産地消推進の店認定証(様式第4号。以下「認定証」という。)及びPR資材を提供するものとする。

(認定証の掲示及び広告)

第8条 推進の店として認定を受けた者は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するよう努めるとともに、提供を受けたPR資材を活用して、広くPR活動を行い、積極的に地場製品の導入を図るものとする。

2 協議会は、推進の店として認定した店舗等のPRについて、市及び関係機関、団体等に対し、協力の要請を行うものとする。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、認定された年度から起算して2箇年度とする。

2 認定期間は、第11条の規定による認定の辞退がない限り自動的に更新さ

れるものとする。

(調査)

第10条 会長は、推進の店と認定された店舗等に対し、推進の店としての認定基準を満たしているか調査することができる。

(認定の辞退)

第11条 推進の店として認定を受けた者は、廃業等によりその営業を終了したときその他認定を辞退するときは、地産地消推進の店認定辞退届（様式第5号）により会長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第12条 会長は、推進の店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定により認定の辞退の届出があったとき。

(2) 営業を終了したにもかかわらず、辞退の届出がないとき。

(3) 第5条の認定基準に該当しなくなったとき。

(4) 消費者の信頼又は地場製品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 会長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、地産地消推進の店認定取消通知書（様式第6号）により、その旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた店舗等は、速やかに認定証及びPR資材を会長に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

認定基準

<p>共通事項</p>	<p>必須項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 この要綱に定める趣旨に賛同し、積極的に地場産品に活用し、PRしていく意思があること。 2 協議会又は市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力すること。（関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置、各種調査等） 3 市のホームページ及び広報紙により、推進の店として紹介されることに承諾すること。 4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。 5 飲食店及び宿泊施設については、食材として使用している地場産品を常にメニュー表、掲示版等で分かりやすく表示していること。
<p>小売店 （ただし、直売所を除く。）</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して地場産品を取り扱い、地場産品である旨を表示し、販売すること。 2 他の商品とは別に地場産品の売り場を設置し、地場産品である旨を消費者に分かりやすく表示し販売すること。 3 地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めること。
<p>直売所</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地場産品を年間200日以上販売すること。 2 地場産品であることを分かりやすく表示し販売すること。 3 市産の農産物等が量的に5割以上であること。 4 地場産品が量的に7割以上であること。
<p>飲食店 宿泊施設</p>	<p>2項目以上必須</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して、常時1品目以上、地場産品を使用した料理等を提供すること。

		<p>2 年間を通して、地場産品を主たる食材に使用する料理等を提供すること。</p> <p>3 市産米の使用に積極的に努めること。</p> <p>4 地場産品を使用するメニューを増やしていく意欲があること。</p>
食品加工所	2項目以上必須	<p>1 地場産品を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。</p> <p>2 地場産品の原材料を使用していることを原材料表示、ラベル等により消費者に分かりやすく表示しPRしていること。</p> <p>3 地場産品を原材料とした商品等を増やしていくようとする意欲があること。</p>